

第1 監査の概要

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 四日市市民生委員児童委員協議会連合会
健康福祉部健康福祉課（財政援助に関する事務の所管所属） |
| 3 事前調査期間 | 平成30年12月10日から平成31年1月15日まで |
| 4 監査期間 | 平成31年1月16日 |
| 5 監査対象年度 | 平成29年度 |
| 6 監査対象事項 | 補助金に関する出納その他の事務 |
| 7 監査方法 | 財政的援助に係る関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、
会計経理は適正に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに
重点をおいて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査及び監査資料に基づく質
問等により行った。
また、所管所属に対し、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされて
いるか、財政援助団体に対する指導は適切になされているかに重点をおい
て、関係帳票、証拠書類等の抽出調査、監査資料に基づく質問等により行
った。 |

第2 監査対象の概要

- | | |
|----------------------|---|
| 1 補助金の名称 | 四日市市民生委員児童委員協議会連合会補助金 |
| 2 補助金交付額 | 28,420,760円 |
| 3 補助金の交付目的 | 民生委員・児童委員の地域における活動の援助及び資質向上のため
の研修等の実施を行うとともに、民生委員法第24条に規定する法定
単位民生委員児童委員協議会の任務を円滑に遂行し、地域福祉の増進
に資することを目的とする。 |
| 4 補助金の交付根拠 | 四日市市補助金等交付規則
四日市市民生委員児童委員協議会連合会補助金交付要綱
(以下「補助金交付要綱」という。) |
| 5 補助金の概要 | |
| (1) 交付申請（補助金交付要綱第5条） | |
| ア 申請日 | 平成29年4月1日 |
| イ 申請書類 | 補助金交付申請書
(添付書類：事業計画書、収支予算書等) |
| (2) 交付決定（補助金交付要綱第6条） | |
| ア 交付決定日 | 平成29年4月1日 |

- イ 書 類 補助金交付決定通知書
- (3) 実績報告 (補助金交付要綱第10条)
- ア 報告日 平成30年3月31日
- イ 書 類 実績報告書
- (添付書類：事業報告書、収支決算書等)
- (4) 補助金交付 28,420,760円
- ・第1回 16,453,000円 (平成29年 6月14日支払)
 - ・第2回 11,967,760円 (平成29年10月12日支払)

第3 監査の結果

四日市市民生委員児童委員協議会連合会に対する補助金の出納及び出納に関連する事務並びに所管所属の本事業に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【四日市市民生委員児童委員協議会連合会】

(1) 支出事務について

請求書において、請求日、請求者の住所の記載漏れが見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに適切な事務処理を行うこと。

【健康福祉部健康福祉課】

(1) 前回の監査での所見について

平成19年度の財政援助団体監査において、四日市市社会福祉協議会への事務費負担金の算出根拠が不明確であるとの所見を受けて、事務費負担金は四日市市社会福祉協議会の人件費へ充当することとなったにもかかわらず、その見直し内容が健康福祉課において継承されず、担当課において算出根拠が不明確なまま補助金の支出がなされていた。今後の補助金の支出においては、常に算出根拠を明確にし、不備のないよう努めること。

2 意 見

【四日市市民生委員児童委員協議会連合会】

(1) 支援が必要な人への支援メニューの紹介について

縦割り行政の市に対して、民生委員・児童委員は見守りや支援の必要な人の情報を関係機関や、委員活動での情報交換を通じて有しており、それぞれの人の立場に応じた行政からの支援メニューを紹介できる立場にあることから、行政の支援メニューについて把握し、より充実した支援につなげることを期待する。 【要望事項】

(2) 四日市市民生委員児童委員協議会連合会事務局の財産管理について

補助金交付要綱第14条の財産の管理及び処分の制限の規定に基づいて財産の管理をしているが、適正な管理を引き続き行うこと。 【要望事項】

(3) 民生委員・児童委員の支援について

ア 民生委員・児童委員は、ゴミ屋敷の問題、不登校の問題、障害のある方の問題等、行政の様々な専門機関と協力しながら関わる体制が必要である。一人で抱え込むことがないよう、四日市市民生委員児童委員協議会連合会や四日市市社会福祉協議会は協力し、情報共有しながら必要な支援を行うこと。 【要望事項】

イ 民生委員・児童委員は地域で大きな役割を果たしている。防災対策や見守りに対して、新任とベテランが同じ資質で行動できるよう、四日市市民生委員児童委員協議会連合会や26地区民生委員児童委員協議会がバックアップして寄り添って対応することを引き続き行うこと。 【要望事項】

(4) 金銭に関するトラブルの防止について

日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うことを職務内容としている。民生委員は金銭の管理はしていないということであるが、今後は単身世帯が増加することにより金銭管理の相談相手がいない人も増加すると思われるため、金銭トラブルの発生防止に努めること。 【要望事項】

【健康福祉部健康福祉課】

(1) 民生委員・児童委員の人材確保のための活動内容のPRについて

民生委員・児童委員の推薦について、自治会活動の根付いている本市では、各地区自治会で適任者を推薦してもらい、依頼している状況である。地域の人口構成等から非常に推薦が困難な地区も生じてきているため、改選前には、職務内容のPRや適任者の発掘に努めるとともに、候補者から相談を受ける機会の多い議員等に対して職務内容のわかるパンフレットなどを配布すること。 【要望事項】

(2) 活動費の妥当性について

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり無給のため、活動にかかる経費は市活動費交付金分として補助金に算定しているところである。四日市市民生委員児童委員協議会連合会と意見交換をすることにより、その金額が妥当であるか継続的に検証していくこと。 【要望事項】

(3) 民生委員・児童委員の公務災害時の補償内容について

民生委員・児童委員は、非常勤の地方公務員であり、活動時の事故等の補償については、公務災害が適用となる。民生委員・児童委員が安心して十分な活動ができるよう補償内容を明示するとともに、新たに携わる民生委員・児童委員に対しても、補償内容を周知すること。 【改善事項】

(4) 民生委員・児童委員と政治活動について

民生委員・児童委員と政治活動の制限について、地域によってばらつきがあるので根拠を示し、制限事項等を全市的に一律に整理して、周知すること。 【改善事項】